

教育委員会 9 月定例会会議録

1. 日 時 令和元年 9 月 24 日(火)午後 4 時 00 分～
2. 場 所 ウララⅡ (7F) 会議室 1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
職務代理者 説 田 賢 哉
委 員 松 延 芳 子
委 員 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 羽 生 元 幸 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 平 井 康 裕 学 務 課 元 川 宏
文化生涯学習課 中 澤 達 也 スポーツ振興課 根 本 卓 也
国体推進課 北 島 康 雄 指 導 課 中 山 弘
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 黒 澤 春 彦
図 書 館 大 貫 三 千 夫 第 1 学 校 給 食 セ ン タ ー 沼 崎 俊 明
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第 28 号 土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部改正について (学務課)
議案第 29 号 土浦市社会教育委員 (兼土浦市生涯学習推進協議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)
議案第 30 号 土浦市立公民館条例施行規則の一部改正について (文化生涯学習課)
議案第 31 号 土浦市生涯学習館条例施行規則の一部改正について (文化生涯学習課)
議案第 32 号 土浦市青少年の家条例施行規則の一部改正について (文化生涯学習課)
議案第 33 号 土浦市民ギャラリー条例施行規則の一部改正について (文化生涯学習課)
議案第 34 号 土浦市図書館条例施行規則の一部改正について (図書館)
議案第 35 号 土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
議案第 36 号 土浦市立武道館条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
 - (2) 報 告
 - ① 令和元年第 3 回土浦市議会定例会一般質問について (スポーツ振興課・指導課)
 - ② 土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について (教育総務課)
 - ③ 土浦市私立幼稚園等の園児の保護者に対する助成金交付要項の一部改正について (教育総務課)
 - ④ 令和元年度第 1 回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果について (学務課)
 - ⑤ 土浦市立図書館来館困難者等郵送サービスに関する要綱の制定について (図書館)
 - ⑥ 土浦市都市公園条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
 - ⑦ 霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)

- ⑧ 土浦市新治トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について (スポーツ振興課)
- ⑨ 研究推進校研究発表会について (指導課)

(3) その他

- ① 令和元年度「ヒューナックアクアパーク水郷」の入場者等について (スポーツ振興課)
- ② 令和元年度市民体育祭日程等について (スポーツ振興課)
- ③ 文化生涯学習課関連事業について (文化生涯学習課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 定刻になりましたので、9月の定例教育委員会を始めます。傍聴はございませんので、次第どおりに進めたいと思います。
それでは、教育長の報告事項をお願いします。

教育総務課 —————8月21日以降の行事について報告—————

教 育 長 以上です。9月5日のアール専門学校は大学をつくるということで、用地も決まっているとのことでした。土浦に大学を設置予定だそうです。体育館は昔の公明党の建物があった所につくるということでございました。そういうことで大分力が入っています。以上、何かございますでしょうか。

それでは、議案に移りたいと思います。順次進めていきます。

議案第28号 土浦市立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部改正について、学務課をお願いします。

学 務 課 本日配付の資料1と書かれております資料をお願いします。

来月10月から開始となります幼児教育の無償化に当たりまして、先月の定例会において議決をいただきました土浦市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正に伴い、同条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容につきましては、保育料の額につきまして、これまでの階層区分による額の規定を削除いたしまして零とするとともに、預かり保育料につきましては、保護者の就労や疾病等の理由によりまして保育の必要性が認められる場合、月額1万1,300円を上限に無償となりますことから、関係様式も含めた申請手続等について規定するものでございます。

また、保育料の無償化に伴いまして、保育料の徴収手続に関する徴収・勧告・督促の各種規定が削除となりますことから、経過措置といたしまして、預かり保育料未納の場合の対応については従前の例によることとすること、及び本規則改正に伴う土浦市立幼稚園管理規則の引用条項の改正について、付則において規定するものでございます。本規則の施行日は令和元年10月1日でございます。

なお、資料のほう、2ページから12ページまでが改正案文、続いて、13ページから24ページまでが新旧対照表、最後25ページ、こちらにつきましては、参考といたしまして、今般の無償化に当たり、幼稚園の保護者宛てに配布いたしました通知文を添付させていただきました。

教 育 長 10月1日からの無償化を進める上での条例の改正ということでございます。質問

ございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、議案第 29 号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 6 ページをお願いいたします。

土浦市社会教育委員条例第 3 条の規定に基づき、土浦市社会教育委員については、平成 30 年 6 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日まで委嘱しておりますが、菊田靖久委員より辞任届が提出されましたことから、このたび変更があったものでございます。表中の氏名の頭に米印のある 1 名の委員が新たな委員として、岩松邦男委員です。役職名は記載のとおりです。なお、任期につきましては、前任者の在任期間となります。また、土浦市社会教育委員は土浦市生涯学習推進協議会委員も兼ねておりますので、あわせて委嘱するものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。6 ページの表が新しい方も含めたものですが、これ 1 点、所属団体、役職名等のところで、齋藤晴美さんは元 P T A 連絡協議会の会長さんでしたよね。会長さん入れなくてもいいんでしょうけれども、下のほうで、女性ネットワーク委員会委員長が入っちゃっているの、統一したほうがいい。

文化生涯学習課

訂正しておきます。

教 育 長

同じようなことがあるかもしれませんが、同校の対応をよろしくお願いします。よろしいですか。

続きまして、議案第 30 号 土浦市立公民館条例施行規則の一部改正について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 10 ページをお願いします。

土浦市立公民館条例の一部改正が 10 月 1 日からの施行とされることに伴いまして、条例に合致するように施行規則の一部を改正するものです。

改正の内容は、「減免」を「減額又は免除」に字句の修正を行うことと、「減額した際の使用料金の額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 5 円とする」ものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。端数の処理ということでの条例改正でございます。よろしいでしょうか。

続きまして、議案第 31 号 土浦市生涯学習館条例施行規則の一部改正についてお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 16 ページをお願いします。

先ほどご説明いたしました公民館条例施行規則と同様として、土浦市生涯学習館条例の一部改正が 10 月 1 日から施行されることに伴い、条例に合致するように施行規則の一部を改正するものです。

改正の内容は、「減免」を「減額又は免除」に、また、「使用する」を「利用する」に文言の修正を行うことと、「減額した際の使用料金の額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときはこれを 5 円とする」ものでございます。

教 育 長

31 号についても 30 号と同じように、減免という言葉を使わないで、減額もしくは免除、減免というのは用語のわかりづらさを解消したということ、あとは端数処理

ということで、よろしいでしょうか。

続きまして、土浦市青少年の家条例施行規則の一部改正についてお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 22 ページをお願いします。

こちらも同様でございます、土浦市青少年の家条例の一部改正が 10 月 1 日から施行されることに伴い、条例に合致するように施行規則の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、「利用料」を「使用料」に、「1 夜」を「1 泊」に語句の修正を行い、申請書等の様式の語句もあわせて修正するものです。また、使用料の一部を免除するものに対し、徴収する額の対象区分について、第 6 条第 2 項第 1 号中、中学校の次に「義務教育学校の後期課程」を加え、同項第 2 号中「高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の生徒並びに一般の人」を「前号に掲げる以外の者」に改めるものです。

教 育 長

ありがとうございます。青少年の家に関する改正、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第 33 号 土浦市民ギャラリー条例施行規則の一部改正についてお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 30 ページをお願いします。

こちらも同様でございます、土浦市民ギャラリー条例の一部改正が 10 月 1 日から施行されることに伴い、条例に合致するように施行規則の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、施設の利用に関する語句について、使用申請などの「使用」を「利用」に改めるものと、「減免」を「減額又は免除」に語句の修正を行うことと、10 月 1 日からの消費税改正に伴い、「減額及び返還が発生した際の使用料金の額に 5 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5 円以上 10 円未満の端数があるときは 5 円とする」ものでございます。

教 育 長

ギャラリー条例の一部改正について、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第 34 号 土浦市図書館条例施行規則の一部改正について、図書館をお願いします。

図 書 館

定例会資料の 50 ページをお願いいたします。

こちらも他施設と同様に、本年 10 月 1 日の土浦市図書館条例の改正に伴いまして、使用料の取り扱いについて定める件、また、用語を条例番号改正が必要となりましたので、土浦市図書館条例施行規則を一部改正するものです。

改正の主な内容につきましては、こちらも他施設と同様に、「減免」という用語を「減額又は免除」に改める件、また、使用料の端数の取り扱いについて同様に対処する件、また、「使用」を「利用」というふうに用語を改める件、あと、条例番号にこれまで誤りがありましたので、今回あわせて改正させていただくものです。

教 育 長

図書館条例に関する説明、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第 35 号 土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課。

スポーツ振興課

定例会資料の 62 ページをお願いします。

こちら消費税改正に伴う条例改正に伴う端数処理の規則改正に係るものでございます。土浦市新治運動公園条例施行規則の一部改正につきましては、使用料を減額または返還する際に、端数が生じた場合、取り扱いが規定されていないことから、その取り扱いについて定めるとともに、本年3月議会に消費税改正に伴う条例改正を行った際に、字句の修正を行ったことから、これに合わせて規則についても字句の修正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、記載のとおり、第7条の使用料の減額または免除する場合及び第8条の使用料を返還する場合に、使用料に端数が生じたときは端数が5円未満の場合は切り捨て、5円以上10円未満の場合は5円とする旨規定する項を追加するものでございます。

65ページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。第7条3項及び第8条3項に端数が生じた場合の取り扱いを規定するものでございます。10月1日から施行するものでございます。

教 育 長

新治運動公園の規則の一部改正、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第36号 土浦市立武道館条例施行規則の一部改正についてお願いいたします。

スポーツ振興課

こちら同様の改正でございます。土浦市立武道館条例施行規則の一部改正で同じ内容です。第9条関係、第10条関係、それぞれ減額・免除の場合、使用料を返還する場合の端数処理について規定するものでございます。施行日は10月1日でございます。

教 育 長

武道館関係、よろしいですか。

続きまして、次第の(2)報告事項について、①から次のページの⑨まであります。まず、①令和元年度第3回土浦市議会定例会一般質問についてお願いいたします。今回の定例会の一般質問の定例会資料ということでございまして、資料2をお願いしたいと思います。資料2の1ページをお願いいたします。

教育総務課

令和元年第3回土浦市議会定例会一般質問の答弁概要の一覧表でございます。委員の皆様には、事前に3名の議員から教育委員会関連の一般質問の通告内容についてご連絡をさせていただいておりますが、記載の3名の議員から五つの項目についてご質問いただいておりますので、答弁の概要につきまして、指導課及びスポーツ振興課から順次報告をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

指 導 課

それでは、要項の2ページをご覧くださいと思います。

No.1番、奥谷議員からいただきました一般質問でございます。質問の要旨につきましては、5ページに詳しく載っておりますので、5ページをご覧ください。

外国人労働者と地域住民との共生について、(1)外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策への取り組みについての質問でございまして、④外国人児童生徒の教育等の充実についてというご質問をいただきました。

それでは、もう一度2ページにお戻りください。答弁の概要につきまして、朗読させていただきます。

日本語指導が必要とされる児童生徒が多い8校に日本語指導教室を開設し、外国人児童生徒の一人一人の能力に応じた個別学習を行っている。また、学校支援ボ

ランティア 49 名が 14 校、48 名の外国人児童生徒に対して学校で支援を行っている。さらに、外国人児童生徒の支援を行っている NPO 法人が、進学に関する説明会を行っており、今年度も開催する予定である。

以上が答弁の概要でございます。なお、答弁の詳細につきましては、資料の 6 ページ、7 ページを後ほどご覧いただきたいと思っております。

続きまして、No. 2 番、島岡議員からいただきました一般質問でございます。薬物乱用防止に向けた取り組みについてでございます。一般質問の要旨につきましては 8 ページをご覧ください。

薬物乱用防止に向けた取り組みにつきまして、各学校でどのような内容で開催しているのか、また、講師はどのような団体なのか、そして学校での薬物乱用防止教室についての取り組みにつきまして、広く一般市民に知りたいという質問内容でございます。答弁の概要につきましては 2 ページをご覧ください。答弁の概要につきまして朗読させていただきます。

本市では、平成 9 年度から中学校での全生徒を対象に、平成 17 年度からは小学校の高学年の児童まで対象を広げて、「薬物乱用防止教室」を開催している。警察官、医師、薬剤師、薬物乱用防止指導員に講師を依頼し、専門的な立場から話ししてもらい、小学生にも中学生にも学習効果は高まっている。また、中学生バレーボール大会の開会式においても、薬物乱用に関する注意喚起と意識の啓発を行っている。

薬物乱用防止教室の内容を工夫し、より効果的な学習をするために、教育委員会としても、学校が講師とより一層連携し、児童生徒の薬物乱用が皆無になるよう助言していく。また、家庭や地域と連携した薬物乱用防止の学習を推進するために、保護者や地域との連携を図るよう、各学校に働きかけていきたい。

今後も、各関係機関との連携をより一層深めながら、薬物乱用防止対策について取り組みたい。

以上が答弁の概要でございます。なお、答弁の詳細につきましては、資料の 9 ページから 11 ページを後ほどご覧いただきたいと思っております。

教 育 長

指導課関係、何かございますか。よろしいでしょうか。中学生のバレーボール大会というのは、ライオンズクラブがやっている大会ということです。5 月の連休のときにやります。

それでは、今度はスポーツ振興課をお願いします。

スポーツ振興課

資料 2 の 3 ページをお願いします。

吉田千鶴子議員から障害者スポーツについて 2 点質問がございました。

まず 1 点目の (1) が、かすみがうらマラソン兼国際盲人マラソンにおけるタンデム自転車での P R 走行及び環境に優しい自転車での先導の実施について、もう 1 点は、(仮称) 障害者スポーツのサポーター制度についての 2 点でございます。答弁の概要につきましては、まず 1 点目、こちらについては朗読させていただきます。

本年の 3 月議会での平石議員からの質問を受け、来年 4 月の大会での導入に向けて、本大会の企画検討部会で検討を行い、先月開催した第 1 回かすみがうらマラ

ソン実行委員会において協議を行いました。

その結果、つくば霞ヶ浦りんりんロードや本年3月末にオープンしたりんりんポ
ート土浦のPRを兼ねて、レースに支障のない範囲でのタンデム自転車のPR走
行等の実施について、同実行委員会で承認をいただきましたので、今後準備を進
めてまいります。

具体的には、レース中、マラソン選手の前には、白バイ、計時車、審判長車等、
多くの車両が走行しており、その一番前にコース沿道の皆さんに選手の到来を知
らせる広報車が走行しておりますので、その広報車の後でタンデム自転車のPR
走行を行うことや、比較的平坦なコースである5キロ部門での自転車による先導
を行うことについて、現在、実施に向け検討中でございます。

今後、タンデム自転車に乗車していただく視覚障害者とパイロットを務める健常
者を土浦市視覚障害者福祉協会などからご紹介いただくとともに、レースを主管
する茨城陸上競技協会と調整しながら進めてまいります。

二つ目でございます。(仮称)障害者スポーツのサポーター制度については、つ
くば市で「(仮称)つくば障害者スポーツサポーター事業」を今秋からの事業開
始に向け準備を進めています。

障害者スポーツサポーターの役割は、障害者スポーツに関心を持っていただき、
障害のある方のサポートをしながら一緒にスポーツを楽しもうというもので、事
業の内容は、サポーターを養成するための実技などの講座の実施と、障害者スポ
ーツ関連イベント等の情報をサポーター等にメール発信して役立ててもらふこと
で、障害のある方と障害のない方が融和した社会の実現を目指すというものです。
本市におきましては、三中地区体育協会が、筑波技術大学で定期的で開催されて
いる障害者スポーツ教室に参加し、障害者スポーツの指導者としての研修を受け
ており、この研修活動を生かし、本年10月20日に土浦三中体育館においてポッ
チャを体験する企画を開催いたします。

このように、パラリンピックや全国障害者スポーツ大会の開催を契機に障害者ス
ポーツが注目されている中、障害のある方と障害のない方がスポーツを通じた交
流を深めていく取り組みが地域で動き始めています。

障害のある方と障害のない方の垣根のない共生社会の実現を図るためには、スポ
ーツを通じた交流の促進はきわめて有意義なツールになると考えることから、障
害者スポーツを広く一般に理解していただくためのPR活動や、ボランティアと
して大会等を支えていただく人材の育成が必要と考えますので、福祉部門と連携
を図りながら「障害者スポーツサポーター制度」について調査研究してまいりま
す。

指 導 課

吉田議員から、同じく障害者スポーツについていただいたご質問でございます。
質問の要旨につきましては17ページをご覧ください。

各学校で障害者スポーツへの取り組み、体験して得た生徒や先生の感想や、実施
するに当たっての課題について伺いますというご質問でございます。各市内の小
中学校での障害者スポーツに関する取り組みを教えてほしい、先生や児童生徒の
感想なども教えてほしい、そして課題なども教えてほしいということでございま

す。

それでは、4ページにお戻りください。答弁の概要につきまして朗読させていただきます。

平成28年度に土浦第五中学校が、平成29年度に土浦第三中学校と菅谷小学校が、平成30年度に土浦第二小学校がオリンピック・パラリンピック教育推進校に指定され、取り組みを行いました。

昨年度実施した土浦第二小学校では、小学校6年生の児童が車椅子バスケットボールの茨城県代表選手とともに、体験を行ったり、選手から話を聞いたりしました。また、県立医療大学の先生から、障害者スポーツについての講演を聞いて、ルールを工夫することによって誰もが公平にスポーツを楽しむことについて学びました。

児童からは、「初めは無理だと思ったことでも、自分からチャレンジしてみることが心がけたい」等の感想が寄せられ、教員からは、「その後の学校生活の中で、相手の立場や考えを尊重できるようになり、優しい気遣いをする児童の姿が多く見られるようになった」という報告を受けました。

令和元年度は、東小学校、真鍋小学校、土浦第五中学校の3校が指定され、研究に取り組んでおります。

また、文科省より「学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解の推進事業」に指定された土浦第一中学校と土浦特別支援学校は、ボッチャとフライングディスクで交流を行う予定です。

障害者スポーツの体験を一過性のものにしないように、学校の教育活動全体において、障害のある方と障害のない方がお互いに理解を深めるための交流学习を継続していくことが課題であります。

答弁の概要につきましては以上でございます。なお、詳細につきましては、18ページから20ページを後ほどご覧いただきたいと思います。

教 育 長

ありがとうございます。定例会の質問について事務局のほうで対応させていただきました。鈴木委員、何かございますか。

鈴木委員

特にありません。

教 育 長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、②土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について、教育総務課お願いします。

教育総務課

定例会資料89ページをお願いいたします。

私立幼稚園就園奨励費補助金につきましては、市内に住所を有し、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園に満3歳児から5歳児までを通園させております保護者の保育料の支払いに関して、経済的負担の大きい世帯に対して、市民税所得割課税額に応じて補助金を交付して、保護者の負担軽減を図っているところでございます。

今回の改正は、1の改正の趣旨に記載のとおり、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、本年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴い、国庫補助事業であります私立幼稚園就園奨励費補助金が9月末に廃止され、補助

対象期間が本年9月末までとなることから、土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、2の改正の内容に記載のとおり、別表の1及び第2の備考欄に、平成31年4月から本年9月までの補助限度額の計算に当たっての算定方法を加えるものでございます。

なお、下段に新旧対照表を示しておりますが、改正後の(案)の表中に下線で示した箇所が新たに補助金の交付対象月及び補助限度額の算定方法を加えた分でございます。なお、施行日につきましては、公表の日から施行し、4月1日にさかのぼって適用するものでございます。

また、本要項につきましては、4のその他に記載のとおり、補助金の交付後、令和2年3月末をもって廃止を予定してございます。参考までに、次ページに別表第1及び第2の部分を抜粋して添付させていただいております。

教 育 長

ありがとうございます。10月1日からの改正に伴う一部改正ということでございます。かなり細かいので、これはいろいろなケースがあるということでございます。よろしいでしょうか。

続きまして、③土浦市私立幼稚園等の園児の保護者に対する助成金交付要項の一部改正についてお願いします。

教育総務課

同じく定例会資料91ページをお願いいたします。

私立幼稚園等の保護者助成制度につきましては、子ども・子育て支援制度の1号認定を受けた幼児及び、私立幼稚園に在籍します3歳から5歳児の保護者で、市内に住所を有する者に対して、1人当たり月額3,000円を交付し、保護者の負担軽減を図っているものでございます。

今回の改正は、1の改正の趣旨に記載のとおり、先ほどの就園奨励費補助金同様に、子ども・子育て支援法の一部改正によりまして、本年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されることに伴いまして、本年9月をもって助成金の交付が廃止とすることから、令和元年度における交付月等を特定するため、土浦市私立幼稚園の園児の保護者に対する助成金交付要項の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、2の改正内容に記載のとおり、本助成金の対象月を平成31年4月から令和元年9月までに特定するものでございます。

また、第4条第2項に助成金の算定要件であります本市に住所を有する期間に交付対象月を加えまして、6条3項に交付対象月を加えるとともに、第1期分としまして、4月から9月までの交付申請書の提出期限日を本年9月末までに改めるものでございます。さらには、時期の区分であります第2期分、こちら10月から3月の申請分でございますが、こちらは削除をするものでございます。

下段には新旧対照表を示しています。改正後(案)及び現行の表中に下線で示した箇所が改正箇所となっております。また、施行日につきましては、公表の日から施行しまして、4月1日にさかのぼって適用するというものでございます。また、こちらの要項につきましても、4のその他に記載のとおり、助成金交付後、令和2年3月末をもって廃止を予定してございます。

教 育 長

これもかなり理解しにくいところはあるんですけども、土浦市の場合、3,000円

を補助していたものを9月まででやめて、10月からは3,000円なしにするということでもいいんですね。

教育総務課
教 育 長
説 田 委 員

はい。

よろしいでしょうか。

消費税等云々の絡みでみんな理解はしているんでしょうけれども、具体的に助成金を受ける対象の保護者は、その辺皆さん理解してクレーム等はないんですか。なんでもらえないのとか、そういうのは特段ないんでしょうか。

教育総務課

これは幼児教育無償化に当たって、就園奨励費が廃止となると、保育料が無償化になるということで、上限がございますが、支出分が保護者の方から実際なくなるということで、それに対する補填という意味での助成制度でございました。保護者助成金につきましても、私立と公立の差を解消するための位置づけで始まっているもので、一方が無償化になりますし、公立も無償化になるということで理解はいただいているということです。

教 育 長

よろしいでしょうか。

それでは、③まで終わりましたので、次、④令和元年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果についてお願いします。

第1学校給食センター

定例会資料の92ページをお願いいたします。

土浦市立学校給食センター運営審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じて給食センターの運営に関する重要事項について調査・審議をするものでございまして、8月21日に今年度第1回目の会議を開催いたしましたので、その結果について報告させていただきます。

まず、出席者の状況につきましては、全12名中、7名の委員の方々に出席をいただきました。

また、本年4月1日付の人事異動により、市立学校長の区分から選出されておりました副会長の職が欠員となっていたため、選出を行った結果、副会長は土浦第五中学校の富島進校長に決定いたしました。

議事につきましては、5. 議事内容に記載のとおり、諮問1件、報告3件で、別冊でお配りした資料3が当日の会議資料でございます。詳細につきましては、そちらをご覧くださいと存じます。

まず、(1)の学校給食費の改定についての諮問につきましては、先月の定例会において議決をいただいたもので、運営審議会委員の皆様には、資料3の3ページから15ページにより現在の学校給食費の状況についても説明いたしました。なお、今後については、10月15日に開催を予定しております第2回の運営審議会において、具体的な金額や実施時期について協議の上、答申をいただく予定でございます。

続きまして、(2)の報告事項につきましては、①(仮称)土浦市立学校給食センターについてといたしまして、現在建設中の新たな学校給食センターの工事の進捗状況や、二段階配送、3献立の区分等の運用面について報告いたしました。

次に、②食物アレルギー児童生徒数及び園児数、異物混入件数、食育実績については、今年度の食物アレルギー児童生徒数と園児数、平成30年度の学校給食に

おける異物混入状況及び食育指導等の実績について報告をいたしました。なお、食物アレルギーがあり、給食においてなんらかの対応を行っている児童生徒数は、資料3の22ページの上の表のとおり、今年度は127名という状況でございます。また、学校給食における異物混入につきましては、同じく22ページの下の表のとおり、昨年度は危険物が1件、非危険物が80件の合計81件という状況で、これらの異物混入による健康被害はございませんでした。食育指導等の実績に関しましては、次の23ページをご覧くださいと存じます。

次に、③平成30年度学校給食費収納状況については、昨年度の学校給食費の収納状況について報告いたしました。なお、具体的な内容につきましては、資料3の24ページの上の表に記載のとおり、昨年度は99.48%の収納率でございました。令和元年度第1回土浦市立学校給食センター運営審議会の開催結果についての説明は以上でございます。

教 育 長

給食センター運営審議会の資料、大分細かい部分もございますが、ご質問等ございますでしょうか。給食費未納が0.5%くらいと、300万円弱が未納ということで、そういうことですね。

第1学校給食センター

はい。

教 育 長

よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、⑤土浦市立図書館来館困難者等郵送サービスに関する要綱の制定について、図書館お願いします。

図 書 館

定例会資料の93ページをお願いいたします。

土浦市立図書館来館困難者等郵送サービスに関する要綱の制定について説明いたします。こちらの要綱の制定の趣旨でございますが、図書館に来館していただいでご利用いただくことが身体障害等の理由により困難な利用者の方に対しまして、郵送による図書の貸し出し及び返却を市負担の送料で行いまして、そういった方々の利便性の向上と図書館の利用促進を図るために当サービスの実施要綱を制定させていただくものです。制定の内容につきましては、94ページから96ページの実施要綱に定めさせていただいております。こちらの施行日、また、サービスの開始日は本年10月1日からを予定しております。

サービスの概要につきましては、97ページの同サービスの実施概要でご説明いたします。97ページをお願いいたします。

こちらの内容ですが、利用者の方で図書館に来館することなく、図書等の図書館資料の館外貸し出しができるサービスになります。これまでは点字図書、点字資料と特定録音等郵便物という、CDのようなものですが、それに関しましては、重度の視覚障害者の認定を受けている方のみ無料で郵送するサービスをこれまでもサービスとして実施しておりました。今回、新たに郵便局のほうでやっております心身障害者用ゆうメールというのを申請いたしまして、こちらのサービスは通常のゆうメールの送料の半額で指定された図書館からの郵送について対応していただけるということで、こちらのサービスを使いまして、半額分は市のほうの予算で負担させていただくという形で郵送サービスに対応させていただくというものです。

(3) 番目の対象者の方ですが、市内に在住の方の図書館利用者で、次のいずれかに該当する方ということで、(1)が身体障害者手帳を所持しておりまして、障害の程度が1～3級に該当する方、また、(2)としまして、療育手帳を所持し、障害の程度が最重度A、重度Aに該当する方、こちらの方々が日本郵便の心身障害者用ゆうメールの利用対象者になりますので、この方たちを同サービスの対象とさせていただきます。

貸し出しできる資料のほうですが、(4)番目の対象資料としまして、図書館で所蔵しております館外貸し出しが可能な図書、雑誌全てが対象になります。なお、CDやDVDなどの視聴覚資料は、日本郵便のほうの規定の中で送付が不可ということになっておりますので、今回は対象から外させていただきます。これまで行っておりました点字図書等のサービスは引き続き対応させていただきます。

(5)番目の費用負担ですが、基本的に市民の方の負担はなし、無料ということで、日本郵政のサービスで半額分は市の予算で負担させていただく予定です。サービスの開始は10月1日からになります。

教 育 長
説 田 委 員

ただいまの図書館の説明について、ご質問ございますでしょうか。

非常によいサービスだと思っております。わからないので教えていただきたいんですが、心身障害者用ゆうメールは、図書館のほうから発送するとそのお宅に届く。返すときも回収に行ってくださいようなイメージなんですか。

図 書 館

今説田委員おっしゃるとおり、図書館から運ぶときは図書館が郵便局に取りに来ていただいて、回収の返却のときは、利用者の方が郵便局のほうに言っていただければ、郵便局のほうで回収にも来ていただけるということです。

説 田 委 員
鈴 木 委 員
図 書 館

そういうことですか、わかりました。

こういうサービスはほかの市町村でも行っているサービスなんでしょうか。

視覚障害者の方のための点字資料の郵送サービスというのは結構、お隣のつくば市ですとか行っているんですが、この身体障害者の方という対象者を広げたサービスは現在水戸市の図書館でやっております、年間で40件弱ぐらいの利用と聞いております。

鈴 木 委 員
教 育 長
図 書 館
教 育 長

ありがとうございました。

ということは、2番目ということかどうかはわからない。

全部は調べてないんですが、主なところで2番目かどうかです。

ありがとうございます。そのほか大丈夫ですか。

スポーツ振興課

⑥土浦市都市公園条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課お願いします。

⑥から⑧の規則の一部改正につきましては、市の規則のため、市長決裁にて改正いたしましたので、報告させていただくものでございます。

まず、本日配付いたしました資料4の1ページをお願いいたします。

内容につきましては、先ほど議案で説明させていただいた規則の改正と同様、こちらの都市公園条例施行規則につきましては、使用料を減額する際の端数調整に係る規定を追加するとともに、字句の修正を行ったものでございます。

具体的には、こちら水郷プールの使用料でございます。改正の内容につきましては、記載のとおり、先ほどと同じように、第12条の使用料を減額する際に、使用料に端数が生じたときは端数5円未満の場合は切り捨て、5円以上10円未満の場合は5円とする旨規定するものでございます。施行日は10月1日でございます。市長決裁ということで、報告ということでございます。都市公園条例でございますので、水郷が該当になるという、よろしいですか。

教 育 長

続きまして、⑦霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の一部改正について。

スポーツ振興課

こちら本日も配付させていただきました資料5の1ページをお願いいたします。こちらも同様に、使用料を減額または免除及び返還する際に端数が生じた場合の規定を追加するものでございます。改正の内容でございますが、第8条の使用料を減額または免除する場合及び第9条の使用料を返還する場合の端数の調整について、5円未満の場合は切り捨て、5円以上10円未満の場合は5円にする旨を追加するものでございます。10月1日から施行するものでございます。

教 育 長

ただいまの霞ヶ浦文化体育施設条例施行規則の一部改正について、報告ということでございます。よろしいでしょうか。

続きまして、⑧土浦市新治トレーニングセンター条例施行規則の一部改正について、スポーツ振興課。

スポーツ振興課

本日も配付いたしました資料6の1ページをお願いします。

こちらも同様の改正でございます。改正内容につきましては、第7条の使用料を減額または免除する場合及び第8条の使用料を返還する場合に端数が生じたときの取り扱いを同様に規定するものでございます。施行日は10月1日でございます。新治トレーニングセンター条例、今度新しくできる給食センターの裏にある所です。よろしいでしょうか。

教 育 長

続いて、⑨研究推進校研究発表について、指導課をお願いします。

指 導 課

定例会資料のほうにお戻りください。98ページをご覧くださいと思います。研究推進校研究発表会につきましてご説明させていただきます。期日につきましては、11月15日金曜日を予定してございます。会場につきましては、土浦市立荒川沖小学校を会場にいたしまして、小学校2年生、4年生、6年生の3クラスを公開したいと考えております。研究テーマにつきましては、伝え合う活動の充実を図る学習指導のあり方、こちらは外国語教育につきまして公開させていただきたいと思っております。2020年度から実施されます小学校5・6年生の外国語の教科化につきまして、また、3・4年生につきましては、外国語活動を実施することになってございます。そのための研究を現在荒川沖小学校で進めております。

2020年度からは外国語の教科化につきまして4技能、聞く、話す、読む、書く、この四つの技能が必要とされますことから、2019年度までは、5・6年生は外国語活動を実施しておりましたが、主に、聞く、話すの主でございます。これに対して2020年度からは、読む、書く、いわゆる文字を意識した授業展開を工夫していかなくてはなりません。そのために荒川沖小学校では、ALT、また外国語指導サポーターによりますきめ細かな授業、そして手厚い授業を実施してござい

ます。

こちらの公開授業を各学校の先生方が参観しまして、学校に持ち帰って子供たちの英語力の向上に生かしていきたいと考えております。教育委員の皆様方におかれましても、ぜひご来賓として学校の取り組みを参観していただければと思っております。ご案内申し上げます。

教 育 長

ありがとうございます。荒川沖小学校での参観授業ということで、研究推進校の研究発表ということでございます。ご質問でございますでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

続きまして、今度は（３）その他、①令和元年度「ヒューナックアクアパーク水郷」の入場者数等について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

定例会資料の 99 ページ、一番最後のページをお願いします。

ヒューナックアクアパーク水郷の入場者数等の報告でございます。今年は梅雨明けがくれたことから心配しておりましたが、梅雨明け以降は天候に恵まれて、前年度比で 9,565 人、約 14.1%の増という結果で、平成 28 年のリニューアルオープン以来、最高記録となりました。期間は 7 月 13 日から 9 月 1 日の 51 日間の予定で開場しまして、雨天による休場が 3 日ございましたので、結果、48 日間の営業でございました。入場者数等につきましては表に記載のとおり、合計で 7 万 7,586 人、5,921 万 2,320 円の入場料収入がございました。なお、一番下に記載のとおり、8 月 11 日にはリニューアルオープン以来最高の 1 日当たり最高入場者 4,857 人を記録いたしました。

教 育 長

ありがとうございます。ご質問等でございますでしょうか。始まりが大分気温が低くて、ほとんど 1 万人くらい去年より少ない状況からスタートしまして、後半もまた天候不順になって伸びがとまってしまったんですが、8 万人弱入った。たしか最初の制度設計の段階で、8 万人入れば市の持ち出しがなくてもいいという計算だったような気がします。ただ、その後の補修や追加器具、装置等についてはわかりません。下妻の施設が閉じましたので、来年天候さえよければ 8 万人は超すのかなと思います。ただ、1 日 5,000 人近く入っちゃうと、かなりぎゅうぎゅう詰めという状況でございますが、帰るところの来場者の様子を見ると、家族でにこにこしながらほとんどの方が帰っておりますので、満足度はあるのかなと思います。何かございますでしょうか。ありがとうございます。

それでは、②令和元年度市民体育祭日程等について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

本日お配りいたしました資料 7 をお願いいたします。

教育委員の皆様には、今年度も市民体育祭におきまして大会名誉会長の市長にかわりましてご挨拶をお願いしたいと思います。地区の希望等については事前にご都合をお伺いさせていただきますので、この内容に沿った会場となっております。10 月 13 日、説田教育長職務代理者につきましては土浦小学校、今野委員には土浦第二小学校、鈴木委員には神立小学校、松延委員には都和南小学校をお願いしたいと考えております。

なお、雨天時の対応につきましては、表の 1 番、右の欄に記載のとおりですが、

態度決定につきましては、随行の職員から決定次第連絡させますので、よろしく
お願いいたします。

また、挨拶文の案につきましては、後日メールをさせていただきますので、よろ
しくをお願いします。万が一、ご都合が悪くなった際にはスポーツ振興課までご連
絡いただければと思います。

教 育 長

市民体育祭の日程でございます。16 会場、上大津東だけがやらない、上大津西は
今年が最後で、9月 28 日に私のほうで行ってまいります。よろしいでしょうか。
よろしくをお願いします。

続きまして、文化生涯学習課関連事業についてお願いします。

文化生涯学習課

本日配付してございます文化生涯学習課関連事業についてと、常陸の玉作りのチ
ラシができてまいりましたので、一緒に付けてございます。それと事前配付してご
ざいます土浦市文化祭等のクリップ留めの各種チラシ等でご説明させていただきます。
文化生涯学習課関連事業について1 番から8 番まで番号が記してございます。
これに沿いまして説明させていただきます。

一つ目は、第 48 回土浦市文化祭ですが、亀城プラザや市民会館などを会場に、文
化協会に加盟する各種団体によりさまざまな催しが開催されております。詳細に
つきましては、別添のプラザプログラムをご覧いただきたいと思います。

二つ目は、第 72 回土浦市美術展覧会です。県内で最も古い歴史のある市美術展で
ございます。市民ギャラリーを会場として今年で3 回目となり、好評を得ており
ます。ギャラリートークなどを今年度も実施いたします。

三つ目は、博物館のテーマ展でございます。博物館では、「秋の夜空を彩る花火
— 土浦全国花火競技大会の歴史」と題して、全国花火競技大会に合わせまして
展覧会を開催しております。

四つ目は、博物館・特別公開「土屋家の刀剣」でして、こちらも全国花火競技大
会の開催に合わせ、例年実施しているものでして、国宝や重要文化財の刀剣を特
別公開いたします。

五つ目は、上高津貝塚歴史の広場第 22 回企画展でして、「常陸の玉作り」と題し
て開催いたします。市内で発見されたメノウ製勾玉の工房跡は日本最古のもので
あり、古墳時代前期の玉作りを紹介してまいります。また、重要文化財、武者塚
古墳州土品の保存・修復事業が完了したことから、同時公開を行います。

裏面をご覧ください。

六つ目は、土浦市立図書館の 2019 図書館フェスです。10 月 5 日・6 日の土曜、日
曜に本のトークショーや演劇体験講座など八つのイベントを開催いたします。

七つ目は、各地区公民館の文化祭などです。市内八つの公民館で開催され、名称
はさまざまな言い方はされておりますが、公民館祭り、地区文化祭、コミュニテ
ィー祭りと呼ばれているものでして、公民館ごとの日程は別紙に記載してありま
す。

八つ目は、土浦市子どもまつりです。霞ヶ浦総合公園の体育館前の広場を会場と
しまして、土浦市子ども会育成連合会の皆様によって開催するものでございま
す。以上、各種事業につきましては、別添でチラシ類をつけさせていただいておりま

す。お時間がございましたら、ぜひご来場いただければと思います。

教 育 長

ありがとうございます。文化生涯学習課関係で、ちょうど今季節が 24 節気の中秋ということで、中秋が文化の秋、スポーツの秋、食欲の秋ということでスタートしまして、その文化的行事、文化生涯学習課のエリアというのは非常に広くて、公民館祭り、子どもまつりまで、資料にあるとおりでございます。玉づくりについては、島根県の玉作りが有名ですよ。

文化生涯学習課

島根が古いとされておりますけれども。

教 育 長

されているけれども、土浦もということで、土浦は3万年の歴史がある、そういう地域でございますので、今後新しい発見があるのかもしれませんが。原石はたしか県北の溪流のほうからでしたよね。茨城県のどこでしたっけ。

上高津貝塚

原石につきましては、県北の常陸大宮市に玉川という川がありまして、久慈川の支流ですけれども、その石と思われまして。

教 育 長

霞ヶ岡かどこかにあったんだよね。工房みたいの。

上高津貝塚

烏山とおおつ野ヒルズの2箇所です。

教 育 長

そういうことも含めまして、土浦は歴史的なことがございますので、お時間がございましたら、ぜひ見に来ていただきたいと思います。

それでは、その他の③まで終わりましたので、ここで非公開ということですが、傍聴はいたしませんので、台風 15 号関連の説明をお願いします。

【その他「台風 15 号による教育委員会関連施設の被害状況について」を協議】
(非公開)

教 育 長

続きまして、追加事項 2 番、民生委員の推薦についてお願いします。

教育総務課

本日配付してございます 9 月 20 日付で、社会福祉課のほうから、土浦市民生委員推薦会委員の推薦についてということで、依頼の文書が来てございます。こちらは地域福祉の担い手であります民生委員・児童委員につきまして、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦することとなっております。

これまで委員としまして、裏面の名簿に記載のありますとおり、教育に関係のある者として説田教育長職務代理者が小原委員の退任に伴いまして、前任者の残任期間の本年 9 月 30 日までの任期としまして委員をお願いしておりましたが、任期切れとなりますことから、改めて委員の推薦について依頼があったところでございます。

推薦人数のほうは 1 名で、任期は本年 10 月 1 日から令和 4 年 9 月 30 日までの 3 年間でございます。社会福祉課のほうは引き続きお願いしたいということでの依頼がございまして。ご協議ということでお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

教 育 長

土浦市民生委員の推薦について、教育に関係のある者ということで、社会教育委員会の議長の小泉先生と教育長職務代理者の説田委員をお願いしたいということですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

説 田 委 員

頑張ります。

教育長
 教育総務課 説田委員ということでございます。いかかでしょうか。
 ありがとうございます。それでは、説田職務代理者を推薦者としてご報告させていただきます。ありがとうございました。

教育長 そうしますと、用意したものは一応これで、議題として、ここで話ししておいたほうがいいのかと思われるようなことはございますか。国体関係大丈夫ですか。

国体推進課 おかげさまで、会期前開催となります水球競技のほうは、無事大会成功ということで開催させていただきました。鈴木委員さんにもご来場いただきまして、一番熱戦となりました女子茨城代表、1点差を争う熱戦をご覧になっていただいたところでございます。引き続き今週末から、本格的に相撲と軟式高校野球、それから軟式野球の3競技、本大会ということで開催いたしますので、ぜひ全国トップの闘いというものをご覧になっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

教育長 国体は、水球は終わってしまいました。28日が開会式で天皇陛下がおいでになるということです。28日から結果的には10月7日までですよ。高校の軟式野球、一般の軟式野球、そして相撲が土浦開催、最後まで残るのが軟式野球ですか。

国体推進課 そうです、軟式野球が。

教育部長 10月4日、5日。

教育長 そうということで、一般の軟式野球の場合、会場がたくさん分かれていますので、土浦担当が4日と5日、最終の決勝は7日まで。高校の場合が28日から10月2日、相撲が1日ということで、土浦市としては10月5日が最後。大会運営等、いろいろ大変でしょうけれども、天気のこともあるし、児童動員のこともあるので、ぜひ盛り上げていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

説田委員 2学期というか、9月になってから、学校訪問を我々はまた再開というか、始まったところがあるんですけども、結構行く先々で現場を扱っている校長先生などからいろいろな要望とかを聞く機会がありまして、この席で個々の話をするということではなくて、今後、多分いろいろな形でいろいろな会の方のお話は出ているんだと思いますけれども、オフィシャルなところでなくていいと思うんですけども、例えば定例会の前のちょっとした時間に教育長の部屋で懇談するというか、情報を共有するような機会を次回以降設けていただければありがたいなと思いました。

教育長 いろいろな、要するに英語が新しくなったり、道徳が入ったり、プログラミングが入ったり、学校現場と働き方改革とかいろいろとありますので、そういう情報を共有するというので、今のこのシステムだとなかなか共有できない部分があるので、始まる前に応接室でお話はしていますので、そこに簡単にこういうことが上がっていますよという、A4版1枚でいいです、まとめたものなんかを出していただければと思います。そういうことでよろしいですか。

説田委員 はい。

教育長 よろしく願いします。現場が一番大事ですので、よろしく願いしたいと思います。そのほかございますか。なければ、次回。

教育総務課 次回の定例会、10月でございますが、第4火曜日の10月22日が即位礼正殿の儀となっていて、祝日に当たることから、できれば火曜日ということであれば、第5週目の10月29日火曜日の4時からとさせていただきます。

員の皆様のご都合はいかがでしょうか。日程の変更でございます。それでは、10月の定例会につきましては、10月29日火曜日の午後4時からとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

教 育 長

そのほかございますか。

それでは、以上で9月の定例教育委員会を閉じます。ありがとうございました。